

会

議

午前10時 0分開議

議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第84号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 日程により、議第84号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） おはようございます。

議第84号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の22ページをお開きください。

下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を、次ページ、23ページから25ページのとおり制定するものでございますが、内容につきましては、後ほど条例改正関係等説明資料にてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき所要の改正を行うとともに、再任用職員の短時間勤務について定めるものでございます。

お手数でございますが、条例改正関係等説明資料の102ページをお開きください。

初めに、人事院勧告に伴う改正内容でございますが、第1条において平成30年度を規定し、第2条において次年度以降を規定しております。

1、給料表については、1級から6級までの全ての級において月額400円の引き上げ、平成30年4月1日に遡及するものでございます。

2、期末手当・勤勉手当につきましては、平成30年度の12月分勤勉手当を0.05カ月分引き上げ、0.475カ月分とし、年間の期末・勤勉手当合計支給月数を記載のとおり2.35月分とするものでございます。

次年度以降につきましては、年間の期末手当・勤勉手当合計支給月数2.35カ月は変更せず、

6月支給、12月支給の期末手当・勤勉手当支給月数を均等にすることでございまして、記載のとおり期末手当0.725カ月、勤勉手当0.45カ月、各支給月の合計を1.175カ月とするものでございます。

続きまして、103ページ、再任用制度の改正でございます。

まず、再任用制度でございますが、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられたことに伴い、定年退職者等が退職日の翌日から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、長年培った知識、経験を生かし、1年を超えない範囲で任期を定めて任用されるものであり、当該職員が定年退職後の生活に不安を覚えることなく、雇用と年金との接続を図り、生活を支えるために設けられた制度でございます。

対象者は、1、定年退職者。2、定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤続して退職した者で、退職後5年以内の者。

1、趣旨。

今回改正の趣旨でございます。

再任用制度における勤務形態には、フルタイム勤務と短時間勤務の2種類の形態がございしますが、本市の現行条例には短時間勤務の形態が規定されていないため、再任用職員の短時間勤務について追加するもので、地方公務員法第28条の5に規定する短時間勤務の形態を新たに設けるものでございます。

2、給与に関する特例。

短時間勤務職員の給料月額については、条例第5条における給料表の職務の級に該当する給料月額に、その週のフルタイム勤務時間数、38時間45分でございますが、に対する割り振られた1週間当たりの短時間勤務の勤務時間数の割合を乗じて算出するもので、具体的には点線囲みの短時間勤務職員の月額給料参考例のとおりでございます。

3、時間外勤務手当。

こちらは下田市職員の給与に関する条例第13条関係になりますが、また、議第85号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第2条において改正提案いたしますが、再任用短時間勤務職員の時間外についての規定でございますので、説明させていただきます。

再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間については、「100分の100」とするものでございます。

104ページをお願いいたします。

4、企業職員における再任用職員の適用除外。

こちらは、下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条及び第15条関係になります。企業職員における再任用短時間勤務形態の追加及び再任用職員の管理職手当、扶養手当、住居手当の適用除外の規定を追加するものでございます。

5、勤務形態。

下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第1条から第12条関係でございます。フルタイム勤務は週38時間45分の5日勤務で、1日当たり7時間45分でございます。短時間勤務は週15時間30分から31時間までの範囲内で定め、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間の割り振りを行うことができ、月曜日から金曜日までの間に週休日を設けることができるものでございます。ア、週31時間勤務で、週休日を水曜日に指定し、4日勤務とする場合と、イ、週30時間勤務で、週5日間勤務する場合を表のとおり例示いたしました。

6、年次有給休暇。

退職前の職員と同じ取り扱いとなりますが、短時間勤務職員の年次有給休暇については、勤務時間等を考慮して二十日を超えない範囲内で規則で定める日数とするものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の105ページ、106ページでご説明申し上げます。

左が改正前、右が改正後でございます。アンダーラインの部分が今回改正箇所でございます。

本条例改正の組み立て方につきましては、再任用職員の給与に関する規定及び短時間勤務に関する規定、期末・勤勉手当の配分調整がございまして、条例の施行日が異なる関係上、2条立てとさせていただきます。

第5条第1項は、再任用職員の給料表を1級から6級までの全ての級において月額400円の引き上げ、1級から6級をそれぞれ17万9,600円、22万3,100円、26万7,600円、28万7,500円、31万4,700円、32万6,200円に改め、本年12月支給の勤勉手当を「100分の47.5」に改めるものでございます。

第1条中「並びに同条第2項」を「、第2項」に条文の整備をし、地方公務員法第28条の5第1項の規定を加えることにより、再任用職員の短時間勤務について追加するものでございます。

第5条第1項は、「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」に改めるものでござ

ざいます。これは法第28条の4第1項にはフルタイムの再任用職員、第28条の5第1項には短時間勤務の再任用職員、第28条の6第1項には地方公共団体とその地方公共団体が組織する組合の間で再任用し合えることを認めることが規定されており、同第2項に短時間勤務再任用職員を規定しております。

第5条第2項は、「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額、前項の規定による給料月額に下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年下田市条例第20号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。」を第1項の次に加えて、短時間勤務の再任用職員の給料月額の算出方法を規定しております。

条例改正関係等説明資料の107ページ、108ページをお開きください。

第5条第2項を加えておりますので、第2項から第4項を第3項から第5項におおの1項ずつ繰り下げ、第5条第3項は、6月及び12月支給の期末手当の支給月数を「100分の72.5」に改め、第5条第4項は、6月及び12月支給の勤勉手当の支給月数を「100分の45」に改めるものでございます。

議案件名簿の24ページ及び条例改正関係等説明資料の107ページ、108ページをお開きください。

附則において、施行期日と関連条例の改正をするものでございます。

附則の第2条は、下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するもので、第2条第1項に「企業職員で常時勤務するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類は、給料及び手当とする。」に改め、短時間勤務の再任用職員を加えております。

第14条の次に、次の1条を加え、「（再任用職員についての適用除外）第15条 第3条の2、第4条及び第4条の3の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項、又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。」として、再任用職員の管理職手当、扶養手当、住居手当の適用除外を規定するものでございます。

附則第3条は、下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもので、第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の次に「。以下「法」という。」を加える条文整備でございます。

第2条第3項を、「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職

を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲で、任命権者が定める。」を第2項の次に加えて、再任用短時間勤務職員の勤務時間を規定しております。

条例改正関係等説明資料の109ページ、110ページをお開きください。

第2条第3項を同条第4項とし、「前2項」を「前3項」に改めるものでございます。

第3条第1項中「設ける」の次に「ものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設ける」を加え、同条第2項中「範囲内で勤務時間を割り振るもの」の次に「とし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るもの」を加えて、第1項では週休日を、第2項では勤務時間の割り振りを規定しております。

第4条第2項中「8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日」の次に「、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上週休日」を、「8日（育児短時間勤務職員等）」の次に「及び再任用短時間勤務職員」を加え、「育児短時間勤務職員にあっては」を「育児短時間勤務職員等にあっては」に改め、交代勤務制などの特別の形態によって勤務する場合の週休日及び勤務時間の割り振りを規定しております。

第12条第1項第1号中「育児短時間勤務職員等」の次に「及び再任用短時間勤務職員」を加えるものでございます。

議案件名簿の23ページをお開きください。

施行期日等でございますが、附則第1条第1項には、この条例は公布の日から施行するもので、第2条並びに附則第2条及び第3条の規定は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

議案件名簿の24ページをお開きください。

第2項は、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用するとして、同第1号は、第1条の規定による改正後の下田市職員の再任用に関する条例第5条第1項の規定は、平成30年4月1日から、同第2号は、改正後の条例第5条第3項の規定は、平成30年12月1日からそれぞれ遡及適用することを規定したものでございます。

第3項は、改正前の規定に基づいて支給された給与は内払とみなす旨の規定をしたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第84号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番 滝内久生君。

4番（滝内久生君） 今回2つの勤務体系ができるということで、ここに、表に週4日勤務、週5日勤務という具体的なことが書いてあるんですけども、具体的には短時間の再任用の方のどのような勤務体系、勤務職種、どういうものを現状としては想定されるのか、その辺をちょっと教えていただけますか。実際に今、6時間だと3時までで終わりになるのかな、そういう勤務はどのような職種を考慮しているのか、その辺を具体的にこういうふうになるんだよというのをわかれば、とりあえず教えていただきたいと思います。

議長（竹内清二君） 統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） 具体的には、説明資料に記述した水曜日にお休みをとるような、フルタイムなんですけれども、水曜日の週休日もあって週3日休暇のある体制、これは県のほうでの、再任用ではないですけれども、職員が対応しているような形ですので、同様の形になるのかなというふうに感じていますが、申しわけありません、あとは短時間、1日の時間が短いものについてどのように適用していかうかというのが、具体的に、申しわけないですけれども、例示をちょっとできませんけれども、こういった形の短時間の再任用職員の勤務形態があるということで定めておりますので、事例が発生する際に、おのおのどうするのが最も適切なのかということをお考えしながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 4番 滝内久生君。

4番（滝内久生君） 今の臨時の職員の方も3時で終わりたい方というのが希望の方もいらして、そういうもので対応をうまくできるのかなというふうに思いますけれども、私も静岡県の非常勤職員をやっていて、この104ページの週4日勤務というこれをしてきたんですけども、勤務的には楽なのかな、体が楽だなというのを感じています。

それで、実際にはこれ31年4月1日からの運用になると思うんですが、せっかくの制度です、103ページの「再任用制度とは」という四角でくくったところに、長年培った知識、

経験を生かすという、こういう目的も1つあるよということで、今、この下田市にとっては、庁舎建設、それから伊豆縦貫道の対策が一番大きな課題になってくると思うんですけども、実際にこのもともとのフルタイムの形態、短時間の形態、両方合わせて今後そういう大きな課題に対応するような運用を考えているのかなと。私は庁舎建設、伊豆縦貫道の用地対策、当然こういう方々を活用していくべきだなと思っていますけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（竹内清二君） 統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） 今ここで具体的に申し上げるわけにはいきませんが、滝内議員のおっしゃるようなことを念頭に、再任用職員については考慮しております。特に、本年度、定年退職者が10名を数えますので、技術の継承その他について、やはり危機感を持っているということもございますので、その辺については採用の段階で考えていきたいということで考えております。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 4番 滝内久生君。3回目です。

4番（滝内久生君） ただいまの課長の答弁が私の意向をよく理解しているものだとということで、特に技術屋さんの少ないということは、庁舎建設についてもかなり不安を持っています。できればこういう方がいれば、本人の意向次第ですけども、活用していただきたいなというふうに思っています。

それから、最終的には、今、年金が段階で65までなっていくんですけども、今の時点で、国全体の情勢はわからないんですけども、65歳定年というものについては一下田市だけでやる場合じゃないですけども、そういう動きというのがあれば教えていただきたいと思えます。

議長（竹内清二君） 統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） 現状では再任用制度という形で、65歳までの段階的な定年の延長というのは当面ちょっとないかなという感じでございます。

以上でございます。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 再度お尋ねしますが、私は基本的にこの制度は大変大きな問題があると、反対の姿勢からお尋ねをしたいと思えます。

基本的に60歳定年制の中で65歳からの年金等々だと、こういうことであれば制度としては当然この定年制を延長すると、そういう方向にいくべきであって、この働く人たちの状態を同じこの市の職場の中でそれぞれ立場が違うような、給料が違うような形態を設けるというのは、それはいかがなものかと。こういうことのチェックをきっちりしていく必要があると思うわけです。そういうチェックをなしにこの制度を使っていくなんてことはあってはいけないことだと思います。そういう点において、どういう職種に当てはめるのかということが答弁できないようなこの条例案を出すということは、これ撤回していただきたいと。ちゃんと調べてきてこれが必要だということであるべきだと。

私が思いますのに、そういう意味では、現在の再任用は、検査室の検査をやっている方、あるいは保育所の園長をやられて退職した、あるいは保母さんや教諭が人材がないということで再任用をしていると、こういう状態は聞いておるところではありますけれども、どういう人たちに適用するかということもはっきりしないというようなのは、もう議案としてなっていないと、こう言わざるを得ないと思いますし、今まで再任用制度はあったけれども勤務形態はフルタイムだったと、これで何ら問題がないのなら何もこの改正をする必要はないと。改正する事情や内容が、そこに、どこにあるのかということが説明できないような議案を出すなんてことはおかしいんじゃないですか、どだい。

それから、103ページの時間外勤務手当についてでありますけれども、ちょっと上に具体例の数字が出ていますので、それを参考にこの文案はどういうことを意味しているのかお尋ねをしたいと。この短時間の勤務者にも時間外をやってもらうんだと、こういう姿勢で具体的にどんな時間外が想定されているのかと。そしてその時間外の計算の方法はどうなっているのかということをお尋ねをしたいと思います。

そういう意味では、基本的な条例の案件を出すこの状態を示していないという議案だと思います。具体的にどういう事情があって、どういうわけでこういう人たちを採用しなければならないと考えているのか、市長及び副市長の見解をお尋ねしたいと。こんな議案を審議もしないで議会に出してくるなんて、説明もできないような議案というのは撤回していただきたいと思います。

議長（竹内清二君） 市長。

市長（福井祐輔君） これは先を見越して出した議案でございまして、今どうのこうのという、どういう条件に当てはまる人を採用するとかそういうものじゃなくて、将来働き方をいろんなオプションを選択していただけるというふうな条例でございまして、例えばもう全部

毎日働くということはちょっと体力的に、あるいはまた、いろんな家庭の事情で無理だなというふうに思う人はその選択の幅ができたわけですから、水曜日休めるとか、短時間で勤務できるとか、そういうところは議員も理解していただかなきゃいけないというふうに思っているんです。

そして、65歳まで全部雇用するというのは、やはり今の段階では、国としても、市としても、県も同じでございましょうけれども、公務員を65歳まで雇用するということは非常に人件費がかさむということでございまして、これが今の過渡期の非常に私はいいい働き方の制度だというふうに考えておりまして、議員と全く立場を逆にするところでございます。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） 先ほど滝内議員の質問に若干問題があったので発言させていただきましても、今後の、沢登議員の質問にも答える形になると思いますけれども、定年延長の関係ですけれども、今年の人事院勧告には、平成34年4月1日から1歳ずつ、年金の引き上げと同じような形で段階的に引き上げていくことがうたわれているわけですけれども、下田市についてそれを導入するかどうかというのはまだ検討しているところということでございまして、それにかかわるといってはあれですけれども、再任用の制度。

それからあと、時間外のことについてのご質問があったかと思えますけれども、時間外につきましては、要は短時間で6時間までしか1日に働かない短時間勤務職員の6時間を超えた1日の時間外が、時間外の割り増しにならないという形を定めてあって、7時間45分働くまでは通常の給与と同じ給与になるというようなことを定めてある内容となっております。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） やはりこの制度として外郭をつくっていくんだと、こういうことではなくて、具体的にこの制度が必要なときに出すべき制度であるということだと思います。法律というのは本来そういうものだ。10年も20年も先を見越してわかりもしないような条文をつくっておくというのは問題だと。むしろ統合政策課長が言われたように、今、定年制の延長ということが言われているのなら、そのことを真剣に考えるべきであると、私はこう思います。その点について、市長、どうなんですか。定年制延長、考えていないんですか。

議長（竹内清二君） 市長。

市長（福井祐輔君） 定年制延長も、それは将来考えるということなんです。だから、今説

明したのは、過渡期の段階で今こういうのは非常にいい制度だというふうに言っているんです。

以上です。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第84号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第85号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第85号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） それでは、議第85号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

初めに、本年度の人事院勧告の概要を説明させていただきます。

人事院は本年8月10日に国会及び内閣に対し、平成30年度人事院勧告を、また、静岡県人事委員会は10月11日に県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。人事院勧告は、公務労働者における労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものとしたしまして、公務員給与が民間給与水準から乖離しないように、労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する上でも必要なものであるという理由により、昭和23年から制度化されているものでございます。

平成30年度人事院勧告の概要でございますが、条例改正関係等説明資料の111ページをお開きください。

給与改定に係る本市に関連する内容につきまして説明させていただきます。

本年は、公務員と民間給与の比較におきまして、公務員の月例給、期末勤勉手当のいずれも民間給与を下回っており、月例給につきましては、俸給表の400円引き上げを基本とし、平均改定率を0.18%とするものでございます。

なお、初任給は1,500円引き上げ、若年層職員においては1,000円引き上げとされております。また、宿日直手当につきましても200円引き上げるものでございます。

期末勤勉手当につきましては、勤勉手当を0.05カ月引き上げが主な内容で、平成30年12月支給分からの改定となるものでございます。

本市といたしましては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢のもと、これまで長い間培われてきました労使慣行を尊重、堅持し、また、情勢適応の原則にも配慮した上で、人事院勧告に準拠し、職員給与の一部改正を行わせていただくものでございます。

それでは、議案件名簿の26ページをお開きください。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、人事院勧告に基づき所要の改正を行うとともに、再任用職員の短時間勤務について定めるもので、議案件名簿27ページから30ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の111ページをお開きください。

上段に記載してございます給料表関係でございます。

人事院勧告に基づき、平均0.18%引き上げるもので、初任給については1,500円引き上げ、若年層においても1,000円引き上げとなっております。また、年齢が上がるに従い、改定率は低くなり、若年層と高齢層の格差を抑えるものとなっております。

1級の改定率は0.57%、2級は0.26%、3級は0.15%、4級は0.11%、5級は0.10%、6級は0.10%の改定率となるものでございます。

次に、期末・勤勉手当でございますが、説明資料111ページ中段をご覧ください。

期末勤勉手当につきましては、本年度12月支給分勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げ、0.95カ月に改めるもので、これに伴いまして期末勤勉手当の年間支給割合は4.45月となるものでございます。

さらに、平成31年度以降の期末・勤勉手当につきましては、6月期及び12月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めるため、一部改正条例の第2条第2項におきましては、それぞれ期末手当を1.3カ月、勤勉手当を0.925カ月に改め、6月期及び12月期の期末手当・勤勉手当を平準化するものでございます。

なお、期末・勤勉手当の支給割合の経過と今回の改正案につきましては、表のとおりでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の112ページ、113ページでご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今

回改正させていただくところがございます。

本条例改正の組み立て方につきましては、再任用短時間勤務職員の時間外に関する規定及び勤勉手当の配分調整がございまして、条例の施行日が異なる関係上、2条立てとさせていただきます。

第17条第1項は、宿日直手当を「4,400円」に改めるものでございます。

第19条第2項は、勤勉手当の月数を規定しており、「100分の95」に改めるものでございます。

次に、別表第1、給料表の改正でございますが、説明資料112ページから119ページをご覧ください。

1級は1,500円から97号給の800円の幅で、2級は1,300円から125号給の400円の幅で、3級は1,000円から101号給の400円の幅で、4級は700円から116号給の400円の幅で、5級は500円から97号給の400円の幅で、6級は500円から124号給の400円の幅で引き上げるものでございます。

続きまして、一部改正条例の第2条関係でございますが、条例改正関係等説明資料の118ページ、119ページをお開きください。

第13条第1項の次に次の1項を加え、第2項から4項を第3項から5項に繰り下げるもので、第2項として、「再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中『正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合』とあるのは『100分の100』とする。」として、再任用短時間勤務職員の時間外手当は、勤務をした日に合計7時間45分に達するまでは時間外の割り増しを行わないというものでございます。

条例改正関係等説明資料の120ページ、121ページをお開きください。

第18条第2項は、期末手当の支給率を6月支給分を「100分の122.5」から「100分の130」に、12月支給分を「100分の137.5」から「100分の130」に改正するものでございます。

第19条第2項は、勤勉手当の支給率を「100分の95」から「100分の92.5」に改正するものでございます。

それでは、議案件名簿の30ページをお開きください。

附則でございますが、附則第1項及び第2項は、この条例の施行期日等を定めておりまし

て、附則第1項は、この条例は公布の日から施行するもので、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項第1号は、第1条の規定による改正後の下田市職員の給与に関する条例第17条第1項及び別表第1の規定は、平成30年4月1日から、同項第2号は、条例第19条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用するという遡及適用を規定したものでございます。

附則第3項は、改正前の規定で支給された給与は内払とみなす旨の規定をしたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第85号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第85号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第86号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第86号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） 議第86号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の31ページをお開きください。

下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次ページの32ページのとおり制定するものでございますが、内容につきましては、後ほど条例改正関係等説明資料にてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき所要の改正を行うものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の122ページをお開き願います。

改正の内容は、現行の給料表を1級から5級までそれぞれ1,000円増額改定するとともに、

平成31年度以降の6月及び12月期における期末手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、1.675月とするもので、年間支給割合は0.05月増の3.35月となるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の123ページ、124ページでご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第6条第1項は、任期付職員の給料月額を1級から5級までそれぞれ1,000円引き上げるものでございます。

第7条第2項は、任期付職員に対する期末手当の月数を規定しており、6月及び12月支給月数をそれぞれ100分の167.5とする旨の改正を行うものでございます。

それでは、議案件名簿の32ページをお開きください。

附則でございますが、附則第1項は、この条例は公布の日から施行するもので、第7条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項は、この条例による改正後の第6条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第86号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第86号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第87号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第87号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第87号 下田市立小・中学校設置条例の一部を

改正する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

議案件名簿の33ページ、議案のかがみをお願いいたします。

下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙34ページのとおりに制定するものでございます。

提案理由でございますが、（仮称）下田市立統合中学校の学校名を改正するためでございます。

下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例でございますが、本年6月定例会で、第2条の表中、現在の中学校4校を1校といたしまして、名称を（仮称）下田市立統合中学校として、位置を現在の下田中学校の位置である下田市敷根765番地の1とするものとしたしまして、附則といたしまして、条例の施行期日を公布の日から、ただし、第2条の表中の改正規定中、学校の名称、位置は平成34年4月1日から施行するものとして可決をいただきまして、7月4日から施行されているところでございます。

11月20日の全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、このたび下田市立学校統合準備委員会から、新中学校の校名案は下田市立下田中学校とする旨の答申を受けまして、教育委員会での審議、総合教育会議での意見調整を踏まえ、市政策会議で協議の結果、新中学校の校名案を下田市立下田中学校とすることを決定したため、今後の校歌、校章等、校名に起因する事項を審議するために提出をさせていただいたものでございます。

それでは、お手数でございますが、条例改正関係等説明資料の125、126ページをお願いいたします。

125ページが改正前、126ページが改正後、アンダーラインの箇所が今回改正させていただく部分でございます。

第2条の表の改正規定中「（仮称）下田市立統合中学校」を「下田市立下田中学校」に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の34ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

9番（伊藤英雄君） 附則のところの、公布の日から施行するんですけれども、公布はいつ頃を予定されているんですか。

議長（竹内清二君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 議会で可決いただいた後、公布するというところでございます。現在の一部を前回6月定例会で可決いただきました。一部を改正する条例の中で、現在の4中学校を（仮称）下田市立統合中学校とするということで可決いただいております。それで、そちらの改正施行日が平成34年4月1日からで、その改正の附則が生きておりますので、下田市立下田中学校になるのは34年4月1日からということでございます。

以上です。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 6月の議会のときにも聞いたかと思うんですけれども、34年4月1日から施行だというんですけれども、まだこの学校の施設もきっちりでき上がっていない今、学校の名前を決めると。しかも34年4月1日からだと。こういう規定をすることの意味合いと意図はどこにあるのか、この点をはっきりさせていただきたいと思います。

議長（竹内清二君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） 先ほどもちょっと触れさせていただいたところでございますが、現在、下田市立学校統合準備委員会というものを設置いたしまして、今後のその新中学校のあり方をいろいろと検討していただいているという部分でございます。その中で、今後学校名が決まることによって、学校に必要な校章でありましたり、校歌であったり、そういったものに前もって対応できるというようなこともございまして、この時期に提案をさせていただいているということでございます。

以上です。

議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 統合の中学のことには大変熱心なようではありますが、実態的に廃校になる学校の跡地やその対応は、そういうことであればどのように検討されているのかと、同時にやはり検討すべきことではないかと思えます。この部分だけ特出して進めるという、しかも34年、4年も先のことを決めていくというのは、どう考えても何か不純な意図があるような気がします。どういうことなんだと。その検討はされているのかと。

議長（竹内清二君） 学校教育課長。

学校教育課長（土屋 仁君） すみません、不純な意図というのがちょっとどういうお話かわかりません。廃校となる学校3校、そちらにつきましては、庁内の組織でございます公有財産有効活用検討委員会という中でどういった施設、どういったものに使っていこうかという検討はしてございますが、今の段階では全て案でございまして、皆様方にご報告できるようなところまでは至っていないというのが現状でございます。こういう中で、その施設の活用方法が決まりましたら、また皆様のほうにはご報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第87号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで15分間の休憩といたします。

午前10時56分休憩

午前11時11分再開

議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第88号～議第94号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第89号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第90号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第92号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（井上 均君） それでは、議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7

号)から議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)まで一括してご説明申し上げます。

浅黄色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

12月の補正予算につきましては、その編成方針を、厳しい財政状況の中、9月補正後の状況の変化により必要となった義務的経費、国県補助事業の変更や追加及び入札執行済み等により不用額が見込まれるもの等に限ったものとする定め、補正予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方法により行ったものでございます。

その内容につきましては、歳入では、市税及び歳出特定財源が主なもので、歳出では、障害福祉費のサービス需要の増加への対応、小学校への空調設備設置工事、天神公園トイレ改修といった早急な対応を要す事業及び人事院勧告に伴う給与改定などに対応した予算を中心に選定したところでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度下田市の一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,466万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億3,881万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正で、1項、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正 1追加」によるということで、補正予算書の8ページをお開きください。

追加は7件で、4件目のごみ処理基本構想再策定支援業務委託料を除いた6件につきましては、平成31年度当初予算に計上予定の各種委託料及び補修工事等で、4月からの円滑な執行等を目指すため、ゼロ債務を計上いたしました。

1件目、コミュニティバス運行业務委託料で、期間は平成30年度より31年度まで、限度額は事業予定額820万円の範囲内でコミュニティバス運行业務を委託する旨の契約を平成30年度において締結し、31年度において支払うもの、2件目、総合福祉会館指定管理料で、期間

は平成30年度より平成35年度まで、限度額は事業予定額3,588万2,000円の範囲内で総合福祉会館の管理運営を委託する旨の契約を平成30年度において締結し、31年度以降において支払うもの、3件目、浄化槽保守点検等業務委託料で、期間は平成30年度より31年度まで、限度額は事業予定額944万4,000円の範囲内で浄化槽保守点検等業務を委託する旨の契約を30年度において締結し、31年度において支払うもので、平成29年度決算特別委員会報告書でのご指摘等を踏まえ、平成31年度浄化槽保守点検業務と浄化槽汚泥引抜清掃業務の33施設に対する見積額を徴取し、業務コストを考え同額を1本の限度額予算としました。また、最低制限価格を設けた予定価格を予定していることから、入札不調となる事案も考慮し、今年度中に入札及び契約ができるようゼロ債務を新たに追加するもの、4件目、ごみ処理基本構想再策定支援業務委託料は、ごみ処理施設建設に係る基本構想を下田市において再策定するに当たり、支援業務を委託するもので、期間は平成30年度より平成32年度まで、限度額は事業予定額800万円の範囲内でごみ処理基本構想再策定支援業務を委託する旨の契約を平成30年度において締結し、平成30年度予算計上額50万円を超える750万円については平成31年度以降において支払うもの、5件目、例規データベース使用料で、期間は平成30年度より平成35年度まで、限度額は事業予定額951万1,000円の範囲内で例規データベースを使用する旨の契約を平成30年度において締結し、平成31年度以降において支払うもの、6件目、恵比須橋補修工事で、期間は平成30年度より31年度まで、限度額は事業予定額900万円の範囲内で恵比須橋補修工事に係る契約を平成30年度において締結し、31年度において支払うもの、7件目、市道維持補修工事で、期間は平成30年度より平成31年度まで、限度額は事業予定額1,000万円の範囲内で市道維持補修工事に係る契約を平成30年度において締結し、平成31年度において支払うものでございます。

1ページにお戻りいただき、第2条第2項、債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正 2変更」によるということで、恐れ入ります、補正予算書の9ページをお開きください。

変更は5件で、1件目、コンビニ交付システム導入業務委託料で、契約額の確定により事業予定額4,536万円を4,384万8,000円に変更し、契約を平成30年度において締結し、31年度において支払うもの、2件目、静岡県議会議員選挙ポスター掲示板設置及び撤去委託料で、統一地方選挙日程で執行される静岡県議会議員選挙投票予定日が4月7日と想定よりも1週間早くなることにより、事業予定額に変更はなく、平成30年度予算計上額25万5,000円を70万円に変更し、超える金額101万7,000円を57万3,000円に変更し、平成31年度において支払

うもの、3件目、静岡県議会議員選挙啓発用三角塔設置管理業務委託料で、こちらも同様に事業予定額に変更はなく、平成30年度予算計上額2万円を3万2,000円に変更し、超える金額5万1,000円を3万9,000円に変更し、平成31年度において支払うもの、4件目、静岡県議会議員選挙ポスター掲示板借上料も同様に、事業予定額に変更はなく、平成30年度予算計上額8万7,000円を20万8,000円に変更し、超える金額27万7,000円を15万6,000円に変更し、平成31年度において支払うもの、5件目、総合行政ネットワーク系システム保守委託料で、契約額の確定により、事業予定額6,500万円を5,839万8,000円に変更し、契約を平成30年度において締結し、平成31年度以降において支払うものでございます。

1ページにお戻りいただき、第3条、地方債の補正で、第1項、地方債の追加は「第3表 地方債補正 1追加」によるということで、補正予算書の10ページをお開きください。

追加は2件で、1件目、起債の目的、単独都市公園施設災害復旧事業、限度額400万円につきましては、下田公園開国広場のり面改修工事の財源として、単独災害復旧事業債を発行するもの、2件目、起債の目的、市内小学校空調設備設置事業、限度額9,420万円につきましては、市内7校普通教室51室及び未設置のパソコン教室5室に空調設備を設置する財源として、補正予算債を発行するもので、2件とも起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

1ページにお戻りいただき、第3条第2項、地方債の変更は「第3表 地方債補正 2変更」によるということで、補正予算書の11ページをお開きください。

変更は3件で、1件目、起債の目的、新庁舎建設事業につきましては、当初見込んでいた30年度分実施設計額が確定したことにより、限度額6,210万円を6,360万円に変更するもの、2件目、起債の目的、県単道路整備事業につきましては、事業費の確定により、限度額940万円を430万円に変更するもの、3件目、起債の目的、過疎対策事業債につきましては、集じん機改修の事業費確定による減及び天神公園トイレ改修の実施による増の差し引きにより、限度額3億140万円を3億460万円に変更するもので、3件とも起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

1ページにお戻りいただき、第4条の繰越明許費でございますが、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第4表 繰越明許費」によるということで、補正予算書の12ページをお開きください。

繰越明許による事業は1件で、9款教育費、2項小学校費、事業名、小学校管理事業で、内容は市内小学校空調設備設置事業、金額は1億6,350万円でございます。平成30年度限り

のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、平成31年夏季までに整備が間に合うよう対応するもので、つきましては、年度内に完了する見込みがないため、全額繰り越しをさせていただくものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、統合政策課関係、15款1項2目1節利子及び配当金8,000円の増額は、庁舎建設基金、ふるさと応援基金及び歴史的まちなみ景観整備基金の積立金で、普通預金利子を積み立てるもの、17款2項1目3節庁舎建設基金繰入金150万円の減額は、当初見込んでいた30年度分実施設計額が確定したことにより、平成30年度起債額の増加により庁舎建設基金取り崩し額の確定、19款5項4目18節雑入3万3,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与受入金で、給与改定に伴うものでございます。

総務課関係、14款2項7目1節県費・県営事業軽減交付金469万1,000円の増額は、県営事業軽減交付金の確定、15款1項2目1節利子及び配当金1万円の増額は、財政調整基金積立金で普通預金利子を積み立てるもの、同2項1目1節不動産売却収入23万4,000円の減額は、市が取得した吉佐美大浜国有地について、国へ支払った既往使用料相当額を踏まえ、同日、一般社団法人きさみと土地売買仮契約を結んだことによる市有地売却額の減、20款1項1目1節総務債150万円の増額は、新庁舎建設事業、同3目1節道路橋梁債510万円の減額は、県単道路整備事業、同4目1節過疎対策事業債320万円の増額は、過疎対策事業債、同7目2節現年発生単独災害復旧事業債400万円の増額は、単独都市公園施設災害復旧事業及び同8目1節小学校債9,420万円の増額は、市内小学校空調設備設置事業で、補正予算書の第3条、地方債の補正によりご説明した内容のとおりでございます。

選挙管理委員会関係、14款3項1目3節県費・選挙費委託金191万6,000円の増額は、静岡県議会議員選挙委託金で、特定財源10分の10の増でございます。

税務課関係、1款2項1目1節固定資産税・現年課税分5,660万円の増額及び同6項1目1節都市計画税・現年課税分490万円の増額は、現年当初調定の確定に伴うもので、家屋の経年原点補正率による減額見込みが小さかったこと及び償却資産申告の増によるものでございます。

防災安全課関係、14款2項1目5節県費・緊急地震・津波対策等交付金100万円の増額は、災害時用携帯トイレ購入に緊急地震・津波対策等交付金（特定財源3分の1）を充てるものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

福祉事務所関係、13款 1 項 1 目 1 節国庫・社会福祉費負担金1,031万4,000円の増額は、報酬単価改正及び利用者の増加に伴い障害福祉サービス費の増による国庫負担金 2 分の 1、同 2 項 2 目 1 節国庫・社会福祉費補助金58万9,000円の増額は、地域生活支援事業費の増額に伴う国庫補助金 2 分の 1、14款 1 項 1 目 1 節県費・社会福祉費負担金515万7,000円の増額は、社会福祉サービス費の増額に伴う県負担金 4 分の 1、同 2 項 2 目 1 節県費・社会福祉費補助金29万4,000円の増額は、地域生活支援事業費の増額に伴う県補助金 4 分の 1、19款 5 項 4 目 4 節心身障害者扶養共済制度保険料受入金42万2,000円の増額は、加入者の増加等に伴う保険料受入金の増でございます。

市民保健課関係、13款 1 項 1 目 6 節国庫・保険基盤安定負担金372万2,000円の増額及び14款 1 項 1 目 5 節県費・保険基盤安定負担金425万4,000円の減額は、平成30年度交付申請額の確定による保険基盤安定負担金、19款 5 項 4 目18節雑入81万6,000円の増額は、介護予防サービス計画作成料で、要支援 1・2 及び事業対象者の利用が当初見込みより増加したためでございます。

産業振興課関係、12款 1 項 4 目 7 節爪木崎自然公園使用料47万6,000円の減額は、夏期駐車場使用料の収入確定によるもので、台風等による駐車場休日が影響したもの、13款 2 項 4 目 1 節国庫・林業費補助金130万5,000円の減額は、美しい森林づくり基盤整備交付金の内示額の減、14款 2 項 4 目 1 節県費・農業費補助金 2 万円の増額は、中山間地域直接支払事業で交付対象面積の増、同 2 節県費・林業費補助金310万3,000円の減額は、しずおか林業再生プロジェクト推進事業の皆減により、やむなく分収林事業を未実施とし間伐事業に国庫補助金を充てるものでございます。

観光交流課関係、14款 2 項 5 目 2 節観光地域づくり整備事業費補助金430万円の増額は、天神公園トイレ改修工事に対する県補助金で、蓮台寺地区ではデスティネーションキャンペーン限定企画として、蓮台寺しだれ桃と歴史文化財めぐりの開催が予定されており、期間中多くの観光客の来訪が予想されることから事業の前倒しを行うもの。特定財源 2 分の 1 でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

学校教育課関係、11款 2 項 1 目 2 節児童福祉費負担金985万4,000円の減額は、公立保育所 1 園及び民間保育所 2 園の利用者保育料の確定、13款 1 項 1 目 4 節国庫・児童福祉費負担金530万6,000円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金で、民間保育所運営費に係

る補助、同2項6目1節国庫・小学校費補助金2,714万6,000円の増額は、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で、市内小学校空調設備設置事業に係る補助基本額8,144万円に対する特定財源3分の1、14款1項1目3節県費・児童福祉費負担金35万円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金で、民間保育所に対する県補助、15款1項2目1節利子及び配当金1,000円の増額は、学校施設整備基金積立金の普通預金利子、17款2項1目13節学校施設整備基金繰入金4,000万円の増額は、市内小学校空調設備設置事業の継ぎ足し単独分8,205万6,000円の財源として、補正予算債と学校施設整備基金で2分の1ずつ充てるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務98万1,000円の減額は、給与改定に伴う職員人件費等及び鈴木 敬議員のご逝去に伴う報酬等の精算でございます。

統合政策課関係、2款1項1目0100総務関係人件費235万円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等、同8目0240地域振興事業132万7,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等及び庁用備品、同18目0390庁舎建設基金6,000円の増額、同20目0405ふるさと応援基金1,000円の増額及び同21目0410歴史的まちなみ景観整備基金1,000円の増額は、基金積立金で普通預金利子を積み立てるもの、同5項1目0650統計調査総務事務3万1,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費でございます。

総務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務82万1,000円の増額、同4目0141例規関係事務6万4,000円の増額、同10目0300財政管理事務42万8,000円の増額及び同13目0350工事検査事務5万5,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等、同16目0380財政調整基金1万円の増額は、財政調整基金積立金で普通預金利子を積み立てるもの、同17目0385減債基金9,000万円の増額は、減債基金積立金で、下田市過疎地域自立促進計画に基づく過疎対策事業債借入額の30%相当を減債基金に積み立てるもの、同9項1目0910電算処理総務事業6万5,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同1目0920ネットワーク推進事業1,564万7,000円の減額は、総合行政ネットワーク系サーバを更新するため、同サーバ機器購入、サーバ構築業務委託及びシステム保守委託について、総額1億1,500万円の企画提案式プロポーザルに2者の応募があり、選定を実施した結果、西日本電信電話株式会社静岡支店と総額9,275万1,000円で契約いたしました。本契約額の確定により、総合行政ネットワーク系サーバ構築業務委託及び総合行政ネットワーク系サーバ機器購入予算を減ずるもので、サーバ機

器購入費は、契約議決の対象外となる2,000万円未満となりましたことを申し添えます。12款1項1目予備費5,197万2,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項1目0550選挙管理委員会事務2万8,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同3目0575静岡県議会議員選挙事務191万6,000円の増額は、来年春の統一地方選挙の投票日を、静岡県議会議員選挙は4月7日とする臨時特例法案が今国会で成立したため、告示及び期日前投票等に係る選挙執行経費を計上。

10、11ページをお開きください。

同4目0576下田市議会議員選挙事務53万3,000円の増額も、統一地方選挙の投票日を、下田市議会議員選挙は4月21日とする臨時特例法案が今国会で成立したため、立候補予定者に対する交付物資等消耗品、投票所入場券印刷を計上するものでございます。

出納室関係、2款1項11目0320会計管理事務9万8,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務70万9,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同2目0470市民税課税事務21万8,000円の減額は、電算処理アウトソーシングに係る不用額及び庁用備品、同0471資産税課税事務40万3,000円の減額及び同0472市税徴収事務20万8,000円の減額も、電算処理アウトソーシングに係る不用額、同0475賀茂地方税債権整理回収協議会推進事務3,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費でございます。

防災安全課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業1万7,000円の増額は、運転経歴証明書交付手数料補助金の増、同0753防犯対策事業18万3,000円の増額は、光熱水費、同8項1目0860防災対策総務事務466万7,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費及び平成31年1月に任期付職員として採用される防災監人件費及び災害用備蓄品として災害時用携帯トイレの追加、3款5項3目1841災害対策事業9,000円の増額及び8款1項2目5810消防団活動推進事業21万2,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等でございます。

監査委員事務局関係、2款6項1目0700監査委員事務11万8,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務31万1,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同3目1053地域生活支援等事業117万8,000円の増額は、手話通訳者派遣謝礼及び日中一時支援事業委託の増、同1060障害認定審査会事務1,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同4目1102心身障害者扶養共済事務53万3,000円の増額は、同共済負担金及び同共済保険料補助金の増、同6目1120障害福祉サービス事業2,062万9,000円の増額は、

報酬単価改正及び利用者の増加に伴う障害福祉サービス費の増。

12、13ページをお開きください。

同2項1目1202在宅老人援護事業4万5,000円の増額は、短期保護事業、同4項1目1750生活保護総務事務19万4,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務は、給与改定に伴う職員人件費等、3款2項5目1410指定介護予防支援事業110万3,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、ケアマネジャー賃金の増及び要支援1・2及び事業対象者のケアプラン作成件数の増加に伴う介護予防サービス計画原案作成業務委託、3款6項1目1850国民年金事務15万2,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等、同7項1目1901国民健康保険会計繰出金615万円の減額は、財政安定化支援事業確定及び給与改定人件費に係る国民健康保険事業特別会計繰出金、同1902保険基盤安定繰出金325万円の増額は、保険基盤安定繰出金確定に係る繰出金、同8項1目1950介護保険会計繰出金27万4,000円の増額は、給与改定人件費に係る介護保険特別会計繰出金、同9項1目1960後期高齢者医療事業3万3,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同1965後期高齢者医療会計繰出金389万1,000円の減額は、後期高齢者医療分保険基盤安定負担金確定及び給与改定人件費に係る後期高齢者医療特別会計繰出金、4款1項1目2000保健衛生総務事務25万3,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同2項1目2152健康づくり事業12万円の増額は、歯周病検診委託の増でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務70万6,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、ごみ処理基本構想再策定支援業務委託及び事務経費、同3目2280ごみ収集事務25万円の増額は、給与改定に伴う職員人件費及び使用済小型電子機器等処理委託、同4目2300焼却場管理事務318万6,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、光熱水費等補正内容等の欄に記載のとおり、同5目2381環境衛生事業10万円の増額は、猫不妊去勢手術費補助金の増でございます。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務2万9,000円の増額及び同2目3050農業総務事務15万6,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同3目3100農業振興事業1万4,000円の増額は、農業近代化資金利子補給補助金、同3101中山間地域等直接支払事業2万7,000円の増額は、中山間地域等直接支払交付金。

14、15ページをお開きください。

同3103加増野農林水産処理加工施設管理事業21万8,000円の増額は、加増野農林水産処理加工施設トイレ改修工事の増、同4目3200農用施設維持管理事業3万6,000円の増額は、給

与改定に伴う職員人件費、同 2 項 1 目 3350 林業振興事業 58 万 8,000 円の増額は、間伐事業等補助金及び同 2 目 3400 市営分収林事業 320 万円の減額は、市営分収林整備業務委託で、しずおか林業再生プロジェクト推進事業県補助金の皆減により、やむなく分収林事業を未実施とし間伐事業等補助金に国庫補助金を充てるもの、同 3 目 3450 保健休養林管理事業 4 万 6,000 円の減額は、軽作業員の賃金の減及び修繕料の増、同 4 項 2 目 3750 漁港管理事業 3 万 5,000 円の増額、同 3 目 3805 下田地区漁港機能保全整備事業 3 万 4,000 円の増額及び 6 款 1 項 1 目 4000 商工総務事務 2 万 9,000 円の増額は、ともに給与改定に伴う職員人件費でございます。

観光交流課関係、6 款 2 項 1 目 4200 観光まちづくり総務事務 100 万 2,000 円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等、同 2 目 4252 広域観光推進事業 20 万円の減額は、伊豆半島ジオパーク推進協議会負担金、同 3 目 4350 観光施設管理総務事務 76 万 6,000 円の増額は、修繕料の増及び借地料の減でございます。

建設課関係、7 款 1 項 1 目 4500 土木総務事務 101 万 7,000 円の増額は、給与改定に伴う職員人件費及び測量及び登記業務委託の増、同 2 項 3 目 4605 県単道路整備事業負担事務 561 万 5,000 円の減額は、県単道路整備事業負担金の精算に伴うもの、同 5 項 1 目 5150 都市計画総務事務 22 万 4,000 円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同 5151 都市計画マスタープラン推進事業 885 万 1,000 円の増額は、歴史まちづくりカード印刷製本費及び天神公園トイレ改修工事の追加、同 5161 景観推進事業 3 万 6,000 円の増額は、景観まちづくり審議会委員、同 2 目 5180 伊豆縦貫道建設促進事業 12 万 8,000 円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同 7 項 1 目 5600 市営住宅維持管理事業 5 万円の増額は、市営住宅共益費補助金、10 款 4 項 2 目 7601 単独都市公園施設災害復旧事業（9 月 30 日災）400 万円の増額は、下田公園開園広場のり面崩土に伴う単独災害復旧工事の追加でございます。

学校教育課関係、3 款 3 項 3 目 1550 公立保育所管理運営事業 77 万 1,000 円の増額は、給与改定に伴う職員人件費及び調理用備品。

16、17 ページをお開きください。

同 4 目 1600 民間保育所事業 715 万円の増額は、入所人員の増による民間保育所運営費及び 29 年度分子どものための教育・保育給付費に係る国庫返還金、同 5 目 1670 認定こども園管理運営事業 69 万 8,000 円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等、補正内容等の欄に記載のとおり、同 8 目 1745 地域子育て支援センター運営事業 3 万 3,000 円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、9 款 1 項 2 目 6010 教育委員会事務局総務事務 167 万 6,000 円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等、補正内容等の欄に記載のとおり、同 7 目 6047 学校施設整備基金 1,000

円の増額は、学校施設整備基金積立金で普通預金利子を積み立てるもの、同2項1目6050小学校管理事業1億6,358万6,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等及び市内小学校空調設備設置工事1億6,350万円の追加は、平成30年度限りの特例交付金を活用し、平成31年夏季までに小学校7校の空調設備が間に合うよう対応するもの、同3項1目6150中学校管理事業11万4,000円の増額及び同4項1目6250幼稚園管理事業79万6,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等で、補正内容等の欄に記載のとおりでございます。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務66万3,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費等、同4目6500芸術文化振興事業133万3,000円の増額は、国宝重要文化財等保存整備費補助金で、国指定史跡玉泉寺改修工事に対する国県補助随伴分、同6目6600図書館管理運営事業3万4,000円の増額は、職員人件費、同6項1目6700保健体育総務事務7万1,000円の増額は、普通旅費、同8項1目6900下田市民文化会館管理運営事業276万1,000円の増額は、故障に伴うステージスピーカー用移動用音響機材の購入でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第89号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の73ページをお開きください。

平成30年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億389万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の74から77ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

それでは、補正予算の概要18、19ページをお開きください。

歳入でございますが、6款1項1目1節保険基盤安定繰入金325万円の増額は、保険税軽減分及び保険者支援分の平成30年度交付申請額の確定による増、同2節事務費等繰入金16万7,000円の増額は、給与改定人件費に係る事務費等繰入金、同4節財政安定化事業繰入金631万7,000円の減額も、財政安定化事業の平成30年度交付申請額の確定によるものでございま

す。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 8300 国民健康保険総務事務 13 万 3,000 円の増額及び同 2 項 1 目 8321 国民健康保険徴収事務 3 万 4,000 円の増額は、職員人件費（給与改定分）、5 款 1 項 1 目 8485 健康管理普及事業 49 万 2,000 円の増額は、郵便料及び医療費通知手数料の増で、確定申告対応のため医療費通知はがきを従来の世帯単位から個人単位に変更したことによる経費の増、9 款 1 項 1 目 予備費 355 万 9,000 円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第 89 号 平成 30 年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第 90 号 平成 30 年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正予算の 95 ページをお開きください。

平成 30 年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによるもので、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 53 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 73 万円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の 96 から 99 ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要 20、21 ページをお開きください。

歳入でございます。

3 款 2 項 3 目 1 節 国庫・地域支援事業交付金・現年度分 17 万 2,000 円の増額及び 5 款 2 項 2 目 1 節 県費・地域支援事業交付金・現年度分 8 万 6,000 円の増額は、地域支援事業に係る国庫交付金の増、6 款 1 項 1 目 1 節 利子及び配当金 2,000 円の増額は、介護給付費準備基金積立金の普通預金利子、8 款 1 項 3 目 1 節 地域支援事業交付金繰入金・現年度分 8 万 6,000 円の増額も、地域支援事業に係る一般会計繰入金、同 4 目 1 節 職員給与費等繰入金 18 万 8,000 円の増額は、総務費の給与改定に係る職員給与費等繰入金でございます。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 9200 介護保険総務事務 18 万 8,000 円の増額、4 款 1 項 2 目 9347 介護予防ケア

マネジメント事業3万2,000円の増額、同3項1目9349総合相談事業2万9,000円の増額及び同3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業6万4,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、同6目9361認知症施策推進事業32万3,000円の増額は、認知症理解普及・啓発推進事業委託で、バーチャルリアリティー認知症体験会を実施することにより、認知症施策の推進を図るもの、5款1項1目9375介護給付費準備基金積立金2,000円の増額は、介護給付費準備基金積立金で普通預金利子を積み立てるもの、8款1項1目予備費10万4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第90号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の117ページをお開きください。

平成30年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ389万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,671万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の118から121ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要22、23ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節事務費繰入金6万9,000円の増額は、事務費繰入金、同2目1節保険基盤安定繰入金396万円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務6万9,000円の増額は、給与改定に伴う職員人件費、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金396万円の減額は、保険基盤安定負担金で、広域連合からの通知による確定でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第92号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につ

いてご説明申し上げます。

補正予算書の137ページをお開きください。

平成30年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」によるということで、補正予算書の138ページをお開きください。

債務負担行為は1件で、事項は浄化槽保守点検等業務委託料で、期間は30年度より31年度まで、限度額は事業予定額404万2,000円の範囲内で浄化槽保守点検等業務を委託する旨の契約を平成30年度において締結し、平成31年度において支払うもので、平成29年度決算特別委員会報告書でのご指摘等を踏まえ、平成31年度浄化槽保守点検業務委託と浄化槽汚泥引抜清掃業務に対する見積額を徴取し、業務コストを考え同額を1本の限度額予算といたしました。また、最低制限価格を設けた予定価格を設ける予定であることから、入札不調となる事案も考慮し、今年度中に入札及び契約ができるようゼロ債務を新たに追加するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第92号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算の143ページをお開きください。

平成30年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,386万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の144ページから147ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の148ページをお開きください。

事項は下水道事業会計システムクラウドサービス利用料で、期間は平成30年度より平成35年度まで、限度額は事業予定額425万円の範囲内で下水道事業会計システムのクラウドサー

ビスを利用する旨の契約を平成30年度において締結し、31年度以降において支払うものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明を申し上げますので、補正予算の概要24、25ページをお開きください。

歳入でございますが、7款3項1目3節消費税還付金137万5,000円の減額は、消費税還付金の皆減で、平成29年度消費税確定申告により納付が確定したため、減額するもの。

歳出でございますが、1款1項1目8800下水道総務事務63万8,000円の増額は、職員人件費（給与改定1名分）及び消費税及び地方消費税の増で、平成29年度分消費税確定に伴い不足する中間納付税額を増額するもの、2款1項1目8830下水道幹線管渠築造事業3万3,000円の増額及び同2目8840下水道枝線管渠築造事業3万6,000円の増額及び同3目8833下水道施設等更新事業3万円の増額は、職員人件費（給与改定分）でございます。4款1項1目予備費211万2,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）から議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（竹内清二君） 上下水道課長。

上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、水道事業会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

お手元に水色の水道事業会計予算書（補正第2号）のご用意をお願いいたします。

補正第2号の内容でございますが、下田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員人件費の調整及び水道事業会計システム移行に対応した予算の編成を行ったところでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。

議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条として、平成30年度下田市の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成30年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費と第6次拡張事業費の合計2億7,539万4,000円を2億7,545万3,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、支出で第1款水道事業費用を51万7,000円増額し、6億5,451万3,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を51万7,000円増額し、5億7,338万6,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中「不足する額2億7,883万1,000円」を「不足する額2億7,889万円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億3,787万6,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億3,782万7,000円」に、「減債積立金2,124万3,000円」を「減債積立金2,135万1,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を5万9,000円増額し、5億1,269万3,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を5万9,000円増額し、2億8,043万4,000円とするものでございます。

第5条は、予算第9条を第10条とし、第5条から第8条まで1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加えるものでございます。

第5条、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は次のとおり定めるものでございます。

事項でございますが、水道事業会計システムクラウドサービス利用料、期間は平成30年度より平成35年度まで、限度額につきましては、事業予定額425万円の範囲内で水道事業会計システムのクラウドサービスを利用する旨の契約を平成30年度に締結し、平成31年度以降において支払うものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第9条を次のとおり補正するものとしまして、第1号は、職員給与費「8,168万1,000円」を「8,225万7,000円」に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

平成30年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

支出で、1款水道事業費用の51万7,000円の増額は、1項営業費用を51万7,000円増額するもので、内訳としまして、職員8名分の人件費の調整でございます。

5ページ、6ページをお開きください。

資本的支出でございます。

1 款資本的支出は5万9,000円を増額するもので、内訳としまして、1目改良工事費5万9,000円を増額は、職員2名分の人件費の調整でございます。

7ページ、8ページは給与費明細書、9ページは給料及び職員手当の状況でございます。

11ページ、12ページは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

13ページから15ページをご覧ください。

平成30年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定額を増減したもので、13ページ末尾に記載してありますように、資産合計は64億3,704万6,000円となるものでございます。

15ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は64億3,704万6,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

16ページをご覧ください。

平成30年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分に分け、それぞれの活動によりまして資金がどのように増減したかを示すものでございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが2億3,590万4,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億4,893万3,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1,032万6,000円となり、資金減少額がマイナス2,335万5,000円となるものでございます。

平成30年資金期首残高2億8,969万2,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が2億6,633万7,000円となるものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(竹内清二君) 総務課長。

総務課長(井上均君) 恐れ入ります。

補正予算のほうで1カ所ちょっと説明の誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

お手数ですが、補正予算書の9ページをお開きください。

債務負担行為の変更の2件目、静岡県議会議員選挙ポスター掲示板設置及び撤去委託料でございますが、事業予定額に変更はなくというふうに申し上げましたが、事業予定額127万

2,000円を127万3,000円に改めるものです。大変失礼いたしました。

議長（竹内清二君） ここで午後1時10分まで休憩といたします。

午後 0時 9分休憩

午後 1時10分再開

議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第88号から議第94号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 予算書の説明資料の11ページ、それから予算書の35ページを出していただきたいと思うんですが、防災安全課の補正予算で人勤に伴います人件費のほかに、職員人件費として「防災監」、先ほどの説明ですと31年4月1日任期付きの防災監を5年任期で採用したいと、こういうぐあいに受け取ったわけですけれども、そうしますと、この補正予算の部分の内容は35ページにどのように記載がされているのかと。説明資料のほうには明確にそう出ておりますが、35ページのほうにはそういうものがないと。

恐らくこの予算でいきますと、補正で出しているわけですから、1月から3月までの防災監を150万6,000円ですか、人件費を見込んだということだろうと思いますが、それらの明細は35ページを見ても明確にわからないというような状態の理解を私はしましたけれども、具体的にどうなっているのかと。どういうわけでこの防災監を採用しなければならないのかと。

かつて、大石さんという県の防災担当の人が下田に来てくださって課長と防災監を兼ねられたと。そしてこの方は下田に勤められて、県へ戻られて、県の防災監として活躍されると、こういうことだろうと思いますが、5年ほど前から例のアクションプログラムをつくってそれなりに一生懸命、防災課長、防災監は頑張ってきていようかと思うわけです。防災の、緊急のときにある場合には市長にかわる指揮権を発動すると、こういう職務であろうと思いますので、防災監というのは、そういう意味では私の理解ではなくて、当局はどういう職種なのかということをまずお尋ねしたいと。それで、なぜ防災監がこの時期に必要なのかと。

市長は、浜岡原発の点についてデータを持ち合わせていないと、したがって判断ができないと、こんな答弁をしているわけです。データはその気になれば集めればいいじゃないです

か。そのような状態の中で、聞くところによると、自衛隊の関係者がこの予定だと、こういうふうなうわさも聞いているわけです。どういう人を何のために雇おうとしているのか、明確に明らかにすべきだろうと思います。

それからなお、人事の採用は当然公開でやるべきだろうと思います。公募をすると。こうこういうわけでこういう人材が必要だと、したがって応募してくださいと、こういうぐあいに外部の方を雇う場合にはすべきだと思いますし、防災というような市民に直接つながるものは、長い間この下田で暮らし、ここで防災の研究をし、そして実行している職員をおいてほかに最高の担当者はないと私は思うわけです。何でこんな判断をして補正予算に出しているのか明らかにしていただきたいと思います。

議長（竹内清二君） 統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） まず、給与の関係につきましては、補正予算書の35ページにつきましては、説明として人事院勧告とそれから防災監の分とまざっているというか、そういった説明になっておりますが、概要の11ページのほうで職員人件費、防災監分として150万6,000円と記載させていただいております。またさらに細かく言いますと、こちらの中で給料の分が126万6,000円、共済関係が24万円ということになります。

議員ご指摘のとおり1月から勤務していただくということになりまして、現状、防災安全課長兼防災監となっているものを、防災安全課長と防災監を分離させていただきたいということで、それこそ再任用その他でもお話しさせていただいたとおり、長年培った経験を生かしていただくということで、自衛隊でこうした災害対応その他行ってきた職員を地域防災マネジャーとして採用する制度がございまして、その制度を利用させていただいて1月から防災監を迎えるというような形態をとりたいという内容でございます。

以上です。

議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） そうしますと、細かいことで恐縮ですが、130万8,000円の中の126万6,000円はこの防災監のための給与であると。そして、24万円の共済費というのは、そうしますとどこに、25万9,000円の中の24万円がこの防災監のための共済費だと、こういうぐあいに理解をしるということによろしいのかということと、そうしますと、この防災マネジャーの制度があるんだと、この制度は具体的にどういうものでどういうぐあいになっているんですか。やはりそういう説明なくして予算だけ出して認めるというのは何かおかしいんじゃないかと思いますね、当局の姿勢そのものが。新しい制度、新しい職員を雇うということ

になれば、誠心誠意こういうわけでこういうことが必要なんだと、こういう説明が必要ではないかと思えます。

それで、どういうわけで防災課長と防災監を分けねばならないのかと。従来、この2011年の災害以来、防災課長と防災監を分けるというようなことはしないでやってきたわけです。大石さんもそういうぐあいに両方兼ねてやってきたかと思うわけですが、これでは市長のお友達に就職口を見つけたじゃないかと、こういう批判にどう耐えられるんだと、こういう議論が出てきますよ、当然。何で分ける必要がこの時期になってあるのかと。全くそういう疑問を、何かおかしいんじゃないのかと思わせるような私は予算の内容だと思えますが、どうなんでしょうか。少なくとも、このマネジャー制度があるというのなら、そのマネジャー制度はこういうものだという資料をご提供いただきたいと、説明と。

それから、そういう意味では、ぜひともこれは職員の採用ということになれば公募をしてやると、市はこうこうこういう職種のこういう能力を持っている人が欲しいので公募しますという形になるうかと思うんですが、そういう体制でお考えになっているのかどうなのか含めてお尋ねします。先ほど答弁がなかったから。

議長（竹内清二君） 統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） まず、予算については議員おっしゃったとおりでして、130万8,000円の一般職給与の中に126万6,000円、それから地方公務員等共済組合に対する負担金25万9,000円の中に24万円が含まれております。これは歳出の話だけしか今しておりませんが、歳入のほうといたしましては、今回はちょっと時期が年度の途中なものですから対応されていないんですけれども、今回の補正にはないです、年度の途中なものですから制度の対応ができなかったわけですけれども、こちらにつきましては、2分の1が交付税措置もしくは29年度のルールで340万円と、いずれか安いほうの額が交付税措置されるというような形での制度になっております。

それから、なぜ防災監と課長を分けるのかといったお話ですけれども、課長兼防災監ですので分けることは問題ないと思うんですけれども、また課長が防災監を兼務している関係で、最近の大きな天候異変というか、おかしな天候が多くて夜通し勤務していることがかなりあるわけなんですけれども、例えば昨日の昼間から今朝にかけて大雨の関係で詰めていましたというような話になった場合に、そのまま課長が議会に出るというようなことになるということで、できればそういった技能を持った方に仕事を分けてやっていただきたいというようなことが、地域防災マネジャー制度で防災監をお呼びする趣旨でございます。

それで、地域防災マネジャーの制度についての資格要件みたいなのをお尋ねですけれども、こちらにつきましては、国の本省の課長補佐級以上の職員の経験者であること、それから防災行政の実務経験5年以上になった経験がある、もしくはというような形で制度の概要はございます。それで、内閣府の実施する防災スペシャリスト養成研修というのを受講するというようなことで、地域防災マネジャーの資格を取っていただいて下田市に来ていただくというようなことになりますので、実務上も経験をしていて、なおかつそういった養成講座を受講して資格を持って来ていただくというような形になっております。

それから、採用を広く公募すべきじゃないかといったようなお話ですけれども、それについては地域防災マネジャーが欲しいということで募集を静岡地方本部に、自衛隊の地本といわれているところですが、そこを通じて募集をかけて、今回来ていただける方が決定したということです、秘密にしてやっていたわけではないというようなことにはなりませんけれども。

以上でございます。

議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） この予算で初めて地域防災マネジャーですか、防災監が必要なんだというのは初めて私自身は聞いています。そうしますと、この防災監は何時から何時まで勤務されて、どういう勤務状態で、何を仕事に日常的にされるのか明確にお答えいただきたいと思えます。

議長（竹内清二君） 統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） 勤務時間については、我々と一緒に同じように勤務していただいて、防災についての部分について特化してやっていただくと、防災監としての仕事をさせていただくというような内容でございます。

〔「防災監の仕事は何ですかと聞いているんです」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 統合政策課長。

統合政策課長（黒田幸雄君） 防災監の仕事というのは防災全般にわたる仕事で、地域防災計画もそうですし、ちょっと今、全てを羅列してしゃべることができませんけれども、防災に特化した職種ということで考えております。

議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第88号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第89号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第89号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第90号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第90号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第91号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第92号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第92号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第93号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第94号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、11日及び12日は各常任委員会の審査をお願いし、13日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでございました。

午後 1時27分散会